

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 22 年 11 月 29 日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第 7 号

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 1 号を削り，第 2 号を第 1 号とし，第 3 号から第 36 号までを 1 号ずつ繰り上げ，第 37 号を「公益財団法人大学コンソーシアム京都」に改め，同号を第 36 号とし，第 38 号から第 44 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は，平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)